

国立大学法人鹿児島大学工事等契約事務取扱要項

〔平成25年7月1日〕
契約担当役裁定

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 競争参加資格（第4条－第15条）
- 第3章 入札手続等（第16条－第33条）
- 第4章 情報公開（第34条－第37条）
- 第5章 中小建設業者の受注機会の確保等（第38条－第40条）
- 第6章 随意契約（第41条－第43条）
- 第7章 工事請負契約等関係（第44条－第53条）
- 第8章 代価の支払い（第54条－第59条）
- 第9章 適正な施工体制の確保等（第60条－第69条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 本要項は、国立大学法人鹿児島大学契約事務取扱規則（平成16年規則第81号）第34条の規定に基づき、国立大学法人鹿児島大学（以下「本学」という。）における建設工事及び設計・コンサルティング業務の契約に関する事務の取扱いに関し、国立大学法人鹿児島大学会計規程（平成16年規則第75号）及び国立大学法人鹿児島大学契約事務取扱規則（以下「国立大学法人鹿児島大学会計規程等」という。）、その他の規程・規則又はこれらに基づく特別の定めによるほか、必要な事項を定める。

（適用法令）

第2条 本要項の運用においては、次に掲げる法令を適用するものとする。

- (1) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及びこれに基づく政令
- (2) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）
- (3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）
- (4) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）並びに官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）及びこれらに基づく政令

（指針等への配慮）

第3条 本要項の運用においては、次に掲げる指針等に配慮するものとする。

- (1) 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成18年5月23

日付け閣議決定)

- (2) 公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について（平成13年3月9日付け閣議決定）
- (3) 公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画について（平成6年1月18日付け閣議了解）及び「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」運用指針について（平成8年7月19日付け国施第27号文教施設部長通知）
- (4) 毎年度閣議決定される中小企業者に関する国等の契約の方針

第2章 競争参加資格

（一般競争参加者の資格）

第4条 一般競争参加者の資格については、一般競争参加者の資格（平成13年1月6日文部科学大臣決定）の規定を準用するものとする。

なお、同規程中、「予算決算及び会計令」を「国立大学法人鹿児島大学会計規程等」と、「契約担当官等」、「部局の長」及び「文教施設企画部長」を「契約担当役」と読替えるものとする。

（一般競争参加者の資格制限）

第5条 一般競争参加者の資格制限については、一般競争参加者の資格制限（平成13年1月6日文部科学大臣決定）の規定を準用するものとする。

なお、同規程中、「予算決算及び会計令」を「国立大学法人鹿児島大学会計規程等」と、「契約担当官等」を「契約担当役」と読替えるものとする。

（指名競争参加者の資格）

第6条 指名競争参加者の資格については、指名競争参加者の資格（平成13年1月6日文部科学大臣決定）の規定を準用するものとする。

なお、同規程中、「予算決算及び会計令」を「国立大学法人鹿児島大学会計規程等」と読替えるものとする。

（指名基準）

第7条 指名基準については、指名基準（平成13年1月6日文部科学大臣決定）の規定を準用するものとする。

なお、同規程中、「予算決算及び会計令」を「国立大学法人鹿児島大学会計規程等」と、「契約担当官等」を「契約担当役」と読替えるものとする。

（特別の事情がある場合における指名競争参加者の資格）

第8条 特別の事情がある場合における指名競争参加者の資格については、特別の事情がある場合における指名競争参加者の資格（平成13年1月6日文部科学大臣決定）の規定を準用するものとする。

なお、同規程中、「予算決算及び会計令」を「国立大学法人鹿児島大学会計規程等」

と、「契約担当官等」を「契約担当役」と読替えるものとする。

（建設工事に係る一般競争参加資格等の取扱い）

第9条 建設工事に係る一般競争参加資格等の取扱いについては、建設工事に係る一般競争参加資格等の取扱いについて（平成21年3月25日付け20文科施第8019号文教施設企画部長通知）の規定を準用するものとする。

（一般競争（指名競争）参加資格者として認める者）

第10条 文部科学省における「競争参加者の資格に関する公示」による手続きにおいて建設工事の契約に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けた者は、本学における建設工事に係る一般競争（指名競争）参加資格者として認めるものとする。

2 文部科学省における「競争参加者の資格に関する公示」による手続きにおいて設計・コンサルティング業務の契約に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けた者は、本学における設計・コンサルティング業務の一般競争（指名競争）参加資格者として認めるものとする。

（本学における資格審査）

第11条 契約担当役は、前2条に規定する以外の者で本学の競争入札に参加しようとする者から資格の審査について申請を受けたときは、文部科学省が定める審査に関する取扱いに準じて審査するものとする。

（共同企業体等の取扱い）

第12条 共同企業体等の取扱いについては、共同企業体等の取扱いについて（平成14年11月15日付け14文科施第252号文教施設部長・会計課長通知）及び「共同企業体等の取扱いについて」の事務処理について（平成19年3月15日付け18施施企第63号契約情報室長通知）の規定を準用するものとする。

なお、同規程中、「予算決算及び会計令」を「国立大学法人鹿児島大学会計規程等」と、「文部科学省発注工事請負等契約規則」を「国立大学法人鹿児島大学工事請負契約要項」と、「文教施設部長」、「支出負担行為担当官」及び「部局の長」を「契約担当役」と読替えるものとする。

2 特定建設工事共同企業体の運用については、文部科学省所管の発注工事における特定建設工事共同企業体の運用について（平成18年6月13日付け18施施企第6号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知）及び特定建設工事共同企業体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合の取扱いについて（平成18年6月13日付け18施施企第7号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知）の規定を準用するものとする。

なお、同規程中、「支出負担行為担当官」を「契約担当役」と読替えるものとする。

（共同企業体に係る同種工事経験等の取扱い）

第13条 競争入札における共同企業体に係る同種工事経験等の取扱いについては、一般競争入札方式等における共同企業体に係る同種工事経験等の取扱いについて（平成14年2

月19日付け13施企第42号文教施設部施設企画課監理室長通知)の規定を準用するものとする。

(共同設計方式の取扱い)

第14条 設計業務を設計共同体に委託する場合の取扱いについては、建設工事に係る設計業務の共同設計方式の取扱いについて(平成11年3月31日付け文施指第175号文教施設部長通知)の規定を準用するものとする。

なお、同規程中、「契約担当官等」を「契約担当役」と読替えるものとする。

(指名停止の措置要領)

第15条 建設工事の請負契約に関し、指名停止等の措置を行う場合の取扱いについては、建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について(平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設部長通知)の規定を準用するものとする。

なお、同規程中、「支出負担行為担当官」を「契約担当役」と読替えるものとする。

2 設計・コンサルティング業務の請負契約に関し、指名停止等の措置を行う場合の取扱いについては、建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について(平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設部長通知)の規定を準用するものとする。

なお、同規程中、「支出負担行為担当官」を「契約担当役」と読替えるものとする。

第3章 入札手続等

(一般競争入札方式の実施)

第16条 一般競争入札の実施については、一般競争入札方式の実施について(平成6年8月1日付け文施指第70号文教施設部長通知)及び一般競争入札方式の拡大について(平成18年1月24日付け17文科施第351号文教施設企画部長通知)の規定を準用するものとする。

なお、同規程中、「予算決算及び会計令」を「国立大学法人鹿児島大学会計規程等」と、「支出負担行為担当官」及び「文部科学省大臣官房文教施設企画部長」を「契約担当役」と読替えるものとする。

(一般競争入札方式の手続)

第17条 一般競争入札方式の具体的な手続については、一般競争入札方式の手続について(平成7年5月22日付け7施指第27号文教施設部指導課監理室長通知)及び一般競争入札方式の拡大に伴う手続について(平成18年1月30日付け17施企第22号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知)の規定を準用するものとする。

なお、同規程中、「予算決算及び会計令」を「国立大学法人鹿児島大学会計規程等」と、「文部科学省発注工事請負等契約規則」を「国立大学法人鹿児島大学工事請負契約要項」と、「契約担当官等」及び「支出負担行為担当官」を「契約担当役」と、「入札執行官」を「入札執行担当者」と読替えるものとする。

(設計・コンサルティング業務における一般競争入札)

第18条 設計・コンサルティング業務を一般競争入札に付する場合の手続きについては、前2条の規定を準用するものとする。

(一般競争入札方式において競争参加資格として用いる「一定の数値」)

第19条 一般競争入札方式において競争参加資格として用いる「一定の数値」の取扱いについては、一般競争入札方式において競争参加資格として用いる「一定の数値」について(平成7年3月31日付け7施指18号大臣官房文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知)の規定を準用できるものとする。

なお、同規程中、「支出負担行為担当官」を「契約担当役」と読替えるものとする。

(入札執行回数)

第20条 入札執行回数については、文教施設整備事業における入札執行回数について(平成9年3月31日付け9施指第16号文教施設部指導課監理室長通知)の規定を準用するものとする。

なお、同規程中、「予算決算及び会計令」を「国立大学法人鹿児島大学会計規程等」と読替えるものとする。

(入札保証金の取扱い)

第21条 競争入札により発注する工事における入札保証金の取扱いについては、入札保証金に関する試行について(平成21年6月5日付け21文科施第6107号文教施設企画部長通知)及び入札保証金に関する試行に係る取扱いについて(平成21年6月5日付け21施企第10号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知)の規定を準用するものとする。ただし、入札保証金の納付に代わる担保としての利付国債の提供に係る規定は適用しないものとする。

なお、同規程中、「会計法」及び「予算決算及び会計令」を「国立大学法人鹿児島大学会計規程等」と、「支出負担行為担当官」を「契約担当役」と、「歳入歳出外現金出納管理」及び「歳入徴収官」を「出納命令役」と、「競争加入者心得(入札保証金納付版)」を「競争加入者心得」と読替えるものとする。

(契約保証金の額)

第22条 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用対象工事における契約保証金の額については、一般競争入札対象工事における契約保証金について(平成13年12月27日付け13文科施第327号文教施設部長通知)の規定を準用するものとする。

なお、同規程中、「文部科学省発注工事請負等契約規則」を「国立大学法人鹿児島大学工事請負契約要項」と読替えるものとする。

(工事費内訳書の提出)

第23条 競争入札に付する工事の工事費内訳書の提出を求める取扱いについては、入札金額の内訳書の提出及び取扱いについて(平成19年9月19日付け19施企第16号文教施設

企画部施設企画課契約情報室長通知)の規定を準用するものとする。

なお、同規程中、「契約担当官」及び「支出負担行為担当官」を「契約担当役」と読替えるものとする。

- 2 入札参加者が紙による入札を行う場合の入札書及び工事費内訳書の提出期限等については、工事費内訳書の提出期限等について（平成17年8月26日付け17施施企第9号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知)の規定を準用するものとする。

なお、同規程中、「執行官」を「執行担当者」と、「契約担当官」及び「支出負担行為担当官」を「契約担当役」と読替えるものとする。

(総合評価落札方式)

- 第24条 総合評価落札方式により入札を実施する場合の指針及び具体的な手続きについては、総合評価落札方式の実施について（平成17年4月12日付け17文科施第13号文教施設企画部長通知)及び総合評価落札方式の実施に伴う手続きについて（平成18年1月24日付け17施施企第20号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知)の規定を準用するものとする。

なお、同規程中、「当該工事に係る契約に関する事務を管理する大臣」及び「支出負担行為担当官」を「契約担当役」と読替えるものとする。

- 2 簡易型総合評価落札方式の手続きについては、簡易型総合評価落札方式の実施に伴う手続きについて（平成18年1月24日付け17施施企第21号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知)の規定を準用するものとする。
- 3 実績評価型落札方式の手続きについては、実績評価型総合落札方式に伴う手続きについて（平成26年4月4日付け26施施企第1号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知)の規定を準用するものとする。
- 4 施工体制確認型総合評価落札方式の手続きについては、施工体制確認型総合評価落札方式の試行について（平成26年7月10日付け26施施企第12号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知)の規定を準用する。
- 5 総合評価落札方式における性能等の評価方法については、工事に関する入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について（平成18年2月1日付け17施施企第23号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知)の規定を準用するものとする。

(新たな入札方式への対応)

- 第25条 今後の政策・施策の変化により契約担当役が必要と認めた場合は、新たな入札方式を導入・採用できるものとする。

(競争参加資格等審査委員会の設置)

- 第26条 一般競争入札における競争参加資格の決定、審査及び総合評価落札方式における技術提案等の審査、評価等に係る競争参加資格等審査委員会及びの設置については別に定める。

(入札監視委員会の設置)

第27条 本学において発注した建設工事及び設計・コンサルティング業務の契約に関する事項について、入札及び契約手続きの過程及び内容の透明性並びに公正な競争を確保する入札監視委員会の設置については別に定める。

（苦情処理の手続）

第28条 入札及び契約の過程に係る苦情処理の手続きについては、工事等における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続について（平成18年7月13日付け18文科施第185号文教施設企画部長通知）の規定を準用するものとする。

なお、同規程中、「支出負担行為担当官」を「契約担当役」と読替えるものとする。

- 2 指名停止等措置に係る不服申出への対応については、指名停止措置等に係る苦情処理手続要領について（平成18年7月13日付け18文科施第181号文教施設企画部長通知）及び設計・コンサルティング業務の請負契約に関する指名停止等措置に係る苦情処理手続要領の取扱いについて（平成18年7月13日付け18文科施第183号文教施設企画部長通知）の規定を準用するものとする。

なお、同規程中、「支出負担行為担当官」を「契約担当役」と読替えるものとする。

（電子入札の実施）

第29条 本学において電子入札を実施する場合は、文部科学省の電子入札システムを利用するものとする。

（談合情報等への対応）

第30条 入札談合に関する情報等への対応については、談合情報等への対応について（平成23年9月30日付け23文科施第376号大臣官房文教施設企画部長通知）の規定を準用するものとする。

なお、同規程中、「支出負担行為担当官」を「契約担当役」と読替えるものとする。

- 2 入札談合に関する情報等に対して的確な対応を行うための公正入札調査委員会の設置については、別に定めるものとする。

（プロポーザル方式）

第31条 設計者を選定するための標準型プロポーザル方式の実施については、標準型プロポーザル方式の実施について（平成11年3月31日付け文施指第173号文教施設部長通知）の規定を準用するものとする。

なお、同規程中、「会計法」を「国立大学法人鹿児島大学会計規程」と、「契約担当官等」を「契約担当役」と読替えるものとする。

- 2 設計者を選定するための公募型及び簡易公募型プロポーザル方式の実施については、公募型及び簡易公募型プロポーザル方式の実施について（平成11年3月31日付け文施指第174号文教施設部長通知）の規定を準用するものとする。

なお、同規程中、「会計法」を「国立大学法人鹿児島大学会計規程」と、「契約担当官等」を「契約担当役」と読替えるものとする。

- 3 設計者を選定するための簡易公募型プロポーザル方式（拡大）の手続きについては、

簡易公募型プロポーザル方式（拡大）の試行について（平成19年9月19日付け19文科施第220号文教施設企画部長通知）及び簡易公募型プロポーザル方式（拡大）の手続きについて（平成19年9月19日付け19施企第19号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知）の規定を準用するものとする。

なお、同規程中、「契約担当官等」及び「支出負担行為担当官」を「契約担当役」と読替えるものとする。

- 4 建築物の新築、増築又は大規模な改修等に係る設計業務を発注する場合は、原則として、温室効果ガスの削減等に配慮した環境配慮型プロポーザル方式を実施するものとする。環境配慮型プロポーザル方式の手続きについては、設計業務における環境配慮型プロポーザル方式の実施等について（平成20年3月31日付け19文科施第508号大臣官房文教施設企画部長通知）及び設計業務における環境配慮型プロポーザル方式の手続きについて（平成20年3月31日付け19施企第36号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知）の規定を準用するものとする。

- 5 プロポーザル方式の具体的な手続きについては、プロポーザル方式の手続について（平成11年3月31日付け11施指第20号文教施設部指導課監理室長通知）の規定を準用するものとする。

なお、同規程中、「契約担当官等」を「契約担当役」と読替えるものとする。

（建設コンサルタント選定委員会の設置）

第32条 プロポーザル方式の手続きにおいて、技術的に最適なものを特定するための調査及び審議を行う建設コンサルタント選定委員会の設置については別に定める。

（工事監理業務委託の基本方針等）

第33条 工事監理業務を委託する場合の基本的な考え方及び契約方法については、工事監理業務委託の基本方針について（平成18年9月1日付け18文科施第278号文教施設企画部長通知）及び工事監理業務の委託契約方法について（平成18年10月5日付け18施企第52号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知）の規定を準用するものとする。

第4章 情報公開

（発注の見通し）

第34条 発注見通し情報の公表に係る手続きについては、工事に係る発注の見通しに関する事項の公表について（平成13年4月6日付け13文科施第5号文教施設部長通知）の規定を準用するものとする。

なお、同規程中、「文部科学省及び各部局」を「鹿児島大学及び文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課契約情報室ホームページ」と、「支出負担行為担当官」を「契約担当役」と読替えるものとする。

（競争参加資格及び基準）

第35条 競争参加資格及び基準等に関する事項の公表に係る手続きについては、工事に係

る競争参加資格及び基準等に関する事項の公表について（平成13年5月31日付け13文科施第63号文教施設部長通知）の規定を準用するものとする。

なお、同規程中、「文部科学省」を「本学」と、「予算決算及び会計令」を「国立大学法人鹿児島大学会計規程等」と、「文部科学省発注工事請負等契約規則」を「国立大学法人鹿児島大学工事請負契約要項」と読替えるものとする。

（入札及び契約の内容）

第36条 工事における入札結果等の情報の公表については、工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に関する情報の公表について（平成19年9月19日付け19文科施第223号文教施設企画部長会計課長通知）の規定を準用するものとする。

なお、同規程中、「文部科学省」及び「国」を「本学」と、「会計法」及び「予算決算及び会計令」を「国立大学法人鹿児島大学会計規程等」と、「契約担当官等」を「契約担当役」と読替えるものとする。

2 設計・コンサルティング業務における入札結果等の情報の公表については、設計・コンサルティング業務における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に関する情報の公表について（平成19年9月19日付け19文科施第224号文教施設企画部長会計課長通知）の規定を準用するものとする。

なお、同規程中、「文部科学省」及び「国」を「本学」と、「会計法」及び「予算決算及び会計令」を「国立大学法人鹿児島大学会計規程等」と、「契約担当官等」を「契約担当役」と読替えるものとする。

（数量公開）

第37条 競争入札に付する工事において、数量書を入札参加者等に対し公開及び提供する場合の手続きについては、工事における数量公開について（平成19年9月19日付け19施企第13号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知）の規定を準用するものとする。

なお、同規程中、「文部科学省発注工事請負等契約規則」を「国立大学法人鹿児島大学工事請負契約要項」と読替えるものとする。

第5章 中小建設業者の受注機会の確保等

（受注機会の確保対策）

第38条 中小建設業者の受注機会の確保については、中小・中堅建設業者の受注機会の確保対策について（平成11年7月1日付け文施指第96号文教施設部長通知）及び中小・中堅建設業者の受注機会の確保対策について（平成11年3月31日付け11施指第14号文教施設部指導課監理室長通知）の規定を準用するものとする。

なお、同規程中、「支出負担行為担当官」を「契約担当役」と読替えるものとする。

（確保対策に関する手続き）

第39条 中小建設業者の受注機会の確保対策に関する手続きについては、中小・中堅建設業者の受注機会の確保対策に関する手続の運用について（平成11年3月31日付け11施指

第19号文教施設部指導課監理室長通知)の規定を準用するものとする。

(官公需相談担当者の明確化)

第40条 官公需相談担当者の取扱いについては、官公需相談担当者の明確化について（昭和54年12月11日付け国会第90号大臣官房長通知）の規定を準用するものとする。

なお、同規程中、「官職指定」を「役職指定」と読替えるものとする。

第6章 随意契約

(随意契約の基準額)

第41条 国立大学法人鹿児島大学会計規程第27条第4号の規定により、随意契約によることができる基準額は次に掲げる場合とする。

- (1) 工事において、予定価格が400万円を超えないとき。
- (2) 設計・コンサルティング業務において、予定価格が400万円を超えないとき。

(随意契約による場合の予定価格等)

第42条 国立大学法人鹿児島大学契約事務取扱規則第19条第2号の規定により、書面による予定価格の作成又は見積書の徴取を省略する場合においても次に掲げる措置を講じ、契約事務の適正化を図るものとする。

- (1) 契約担当役は、予定価格調書その他の書面による予定価格の積算を省略することとした場合においても、必要に応じ、補助職員をしてあらかじめ書面による予定価格の積算を行わせ、その積算資料を当該契約に係る決議書に添付させるよう指示できるものとする。
- (2) 契約担当役は、見積書の徴取を省略することとした場合においても、必要に応じ、補助職員をして口頭照会による見積り合せ、又は市場価格調査等を行わせ、その結果を記載した資料を当該契約に係る決議書に添付させるよう指示できるものとする。

(随意契約のガイドライン)

第43条 工事請負契約における随意契約のガイドラインについては、工事請負契約における随意契約方式の的確な運用について（昭和59年11月27日付け文施監第67号文教施設部長通知）及び工事請負契約における随意契約のガイドラインについて（平成11年1月20日付け11施指第4号文教施設部指導課監理室長通知）の規定を準用するものとする。ただし、同規程中、随意契約を行おうとする場合の事前の大臣官房文教施設部への協議は不要とする。

なお、同規程中、「会計法令」及び「会計法」並びに「予算決算及び会計令」を「国立大学法人鹿児島大学会計規程等」と読替えるものとする。

第7章 工事請負契約等関係

(競争加入者心得)

第44条 工事の請負契約において一般競争を行う場合の入札その他の取扱いについては、別に定める競争加入者心得について（平成16年4月1日契約担当役裁定）を適用するものとする。

（消費税の税率の改正等に係る取扱い）

第45条 消費税の税率の改正等に伴う入札及び契約等の取扱いについては、消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う文教施設整備に係る入札・契約等の取扱いについて（平成31年3月28日付け30文科施第563号文教施設企画・防災部長通知）の規定を準用するものとする。

なお、同規程中、「会計法令」及び「予算決算及び会計令」を「国立大学法人鹿児島大学会計規程等」と読替えるものとする。

（スライド条項の運用）

第46条 主要な工事材料の著しい価格変動に対応する措置を定めた、国立大学法人鹿児島大学工事請負契約要項（平成16年4月1日契約担当役裁定）別記第1号の工事請負契約基準第26第5項の運用については、工事請負契約基準第26第5項の運用について（令和4年6月30日付け4施企第11号文教施設企画・防災部施設企画課契約情報室長通知）の規定を準用するものとする。

2 急激なインフレーション又はデフレーションに対応する措置を定めた、国立大学法人鹿児島大学工事請負契約要項（平成16年4月1日契約担当役裁定）別記第1号の工事請負契約基準第26第6項の運用については、賃金等の変動に対する工事請負契約基準第25第6項の運用について（平成26年2月4日付け25施企第33号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知）の規定を準用するものとする。

（工事関係保険）

第47条 工事請負契約の締結において、受注者に工事目的物及び工事材料等に生じた損害を保険によって補うために建設工事保険等の付保を求めるときの取り扱いについては、工事関係保険について（平成12年3月31日付け文施指第49号文教施設部長通知）の規定を準用するものとする。

なお、同規程中、「契約担当官等」を「契約担当役」と、「請負者」を「受注者」と読替えるものとする。

（工事名称の表示）

第48条 工事名称の表示方法については、工事名称の表示について（平成4年2月14日付け4施指第9号監理室長通知）の規定を準用するものとする。ただし、国有財産法関連の規定は適用しないものとする。

（設計業務委託特記仕様書書式）

第49条 設計業務委託における特記仕様書の書式については、文部科学省設計業務委託特記仕様書の改定について（平成31年2月20日付け30施参事第47号文教施設企画・防災部

参事官通知)の規定を準用するものとする。

(現場説明書書式)

第50条 工事における現場説明書の書式については、現場説明書書式について(平成12年3月31日付け12施指第8号監理室長通知)の規定を準用するものとする。ただし、契約保証に係る事項については、国立大学法人鹿児島大学工事請負契約要項(平成16年4月1日契約担当役裁定)の定めるところによる。

なお、同規程中、「請負者」を「受注者」と、「歳入歳出外現金出納官吏」を「出納命令役」と、「支出負担行為担当官」を「契約担当役」と、「会計法」を「国立大学法人鹿児島大学会計規程」と、「国庫」を「本学」と読替えるものとする。

2 設計業務委託における現場説明書の書式については、設計業務委託現場説明書書式について(平成15年4月14日付け15施企第4号文教施設部施設企画課監理室長通知)の規定を準用するものとする。ただし、契約保証に係る事項については、第4条に規定する設計業務委託契約基準の定めるところによる。

なお、同規程中、「歳入歳出外現金出納官吏」を「出納命令役」と、「契約担当官等」を「契約担当役」と、「官職」を「役職」と読替えるものとする。

3 工事監理業務委託における現場説明書の書式については、工事監理業務委託現場説明書書式について(平成20年3月31日付け19施企第39号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知)の規定を準用するものとする。ただし、契約保証に係る事項については、前条に規定する工事監理業務委託契約基準の定めるところによる。

なお、同規程中、「歳入歳出外現金出納官吏」を「出納命令役」と、「契約担当官等」を「契約担当役」と、「官職」を「役職」と読替えるものとする。

(工事監督技術基準及び工事検査技術基準)

第51条 工事の請負契約における監督及び検査の実施については、「工事監督技術基準」及び「工事検査技術基準」について(平成23年3月31日付け22文科施第726号文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知)の規定を準用するものとする。

なお、同規程中、「文部科学省所管」を「本学」と、「契約事務取扱規則」を「国立大学法人鹿児島大学会計規程等」と、「文部省発注工事請負等契約規則」を「国立大学法人鹿児島大学工事請負契約要項」と、「契約担当官等」及び「支出負担行為担当官」を「契約担当役」と読替えるものとする。

(工事請負代金債権の譲渡)

第52条 下請セーフティネット債務保証事業による工事請負代金債権の譲渡の承諾等に係る取扱いについては、下請セーフティネット債務保証事業による工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について(平成20年11月4日付け20文科施第346号文教施設企画部長会計課長通知)及び下請セーフティネット債務保証事業による工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度の事務取扱いについて(平成20年11月4日付け20施企第21号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知)の規定を準用するものとする。

なお、同規程中、「契約担当官等」及び「支出官」並びに「支出負担行為担当官」を

「契約担当役」と、「会計法」及び「予算決算及び会計令」を「国立大学法人鹿児島大学会計規程等」と、「文部省発注工事請負等契約規則」を「国立大学法人鹿児島大学工事請負契約要項」と読替えるものとする。

- 2 地域建設業経営強化融資制度による工事請負代金債権の譲渡の承諾等に係る取扱いについては、地域建設業経営強化融資制度について（平成20年11月4日付け20文科施第345号文教施設企画部長会計課長通知）及び地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱いについて（平成20年11月4日付け20施企第20号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知）の規定を準用するものとする。

なお、同規程中、「契約担当官等」及び「支出官」並びに「支出負担行為担当官」を「契約担当役」と、「会計法」及び「予算決算及び会計令」を「国立大学法人鹿児島大学会計規程等」と、「文部省発注工事請負等契約規則」を「国立大学法人鹿児島大学工事請負契約要項」と読替えるものとする。

（設計及び監理業務に係る委託報酬額）

第53条 設計業務及び工事監理業務の委託報酬額の算出については、国立文教施設整備に係る設計及び監理業務委託報酬額の算出について（平成21年5月15日付け21文科施第6071号文教施設企画部長通知）及び国立文教施設整備における「官庁施設の設計業務等積算要領」の運用指針（平成21年6月1日付け契約情報室長決定）の規程を準用するものとする。

第8章 代価の支払い

（前払金保証法）

第54条 前払金の支払いに係る取扱いについては、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）（以下「前払金保証法」という。）及びこれに基づく政令を適用するものとする。

（前払金）

第55条 前払金保証法第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）により前払金の保証がされた請負代価の前金払の範囲及び割合については、次の各項、各号に掲げるとおりとする。

- 2 工事における前払金について、範囲は第1号、割合は第2号の規定によるものとする。
 - (1) 一件の請負代金が300万円以上の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費。
 - (2) 請負代価の10分の4以内。ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の10分の5以内。
- 3 設計又は調査における前払金について、範囲は第1号、割合は第2号の規定による。

- (1) 一件の請負代価が300万円以上の土木建築に関する工事の設計又は調査において、当該設計又は調査の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該設計又は調査において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費。
 - (2) 請負代価の10分の3以内。ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の10分の4以内。
- 4 測量における前払金について、範囲は第1号、割合は第2号の規定によるものとする。
- (1) 一件の請負代価が200万円以上の測量において、当該測量の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該測量において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費。
 - (2) 請負代価の10分の3以内。ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の10分の4以内。

（中間前払金）

第56条 保証事業会社により中間前払金の保証がされた請負代価の中間前払金の範囲、割合及び支払いの条件については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 中間前払金を実施できる範囲は、一件の請負代金が1,000万円以上で、かつ、工期が150日以上土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費。
- (2) 中間前払金を実施できる割合は、請負代価の10分の2以内。
- (3) 支払いの条件は、工期の2分の1を経過し、かつ、工程表によりその時期までに実施すべき工事が行われていること、及び工事の進捗額が当該契約額の2分の1以上であること。

（国庫債務負担行為に基づく契約の場合の前払金等）

第57条 保証事業会社により前払金の保証がされた国庫債務負担行為に基づく請負代価の前払金等については、次の各項に掲げるとおりとする。

- (1) 前払金は、国庫債務負担行為に基づく契約額について、各年度の支払計画に應ずる各年度の工事出来高予定額による年割額を定め、各年度毎の当該予定額に毎年度文部科学大臣が財務大臣に協議して定める前払金の割合に乗じた額について、各年度ごとについてするものとする。

ただし、契約を締結した年度の次年度以降の分について、前年度における国庫債務負担行為に係る支出予算の繰越額がある場合の前払金の支払時期は、当該支出予算の繰越額に相当する部分の事業が完成した後においてするものとする。

- (2) 国庫債務負担行為に基づく契約について、前払保証期間が二事業年度にわたり、15か月を超えない場合で、かつ、当該期間について前払保証がなされている場合におい

ては、第一年次の支出予算の範囲内で契約年度において、当該保証期間における工事完成予定額に、毎年度文部科学大臣が財務大臣と協議して定める前金払の割合を乗じた額についてすることができるものとする。

- (3) 国庫債務負担行為に基づく契約にかかる工事代価の部分払についても、国立大学法人鹿児島大学契約事務取扱規則第34条の規定により部分払することができるものとする。

(国庫債務負担行為に基づく契約事務)

第58条 国庫債務負担行為に基づく契約事務については、国庫債務負担行為に基づく契約事務の取扱いについて（昭和39年8月25日付け省施第15号管理局長通知）の規定を準用するものとする。

なお、同規程中、「支出負担行為担当官」を「契約担当役」と、「請負者」を「受注者」と読替えるものとする。

(工事既済部分出来形査定要領)

第59条 部分払を行う場合の工事の出来形の査定については、工事既済部分出来形査定要領の改訂について（平成3年3月25日付け文施指第47号文教施設部長通知）の規定を準用するものとする。

なお、同規程中、「文部省発注工事請負等契約規則」を「国立大学法人鹿児島大学工事請負契約要項」と、「請負者」を「受注者」と読替えるものとする。

第9章 適正な施工体制の確保等

(適正な施工体制の確保)

第60条 施工体制を適切に把握するための点検その他の必要な措置については、工事現場における適正な施工体制の確保等について（平成13年5月31日付け13文科施第62号文教施設部長通知）及び工事現場における施工体制の点検要領の運用について（平成14年1月24日付け13施施企第34号監理室長通知）の規定を準用するものとする。

なお、同規程中、「契約担当官」を「契約担当役」と読替えるものとする。

(技術者等の適正な配置)

第61条 工事における主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人の適正な配置については、監理技術者制度運用マニュアル（平成16年3月8日付け15施施企第33号大臣官房文教施設部施設企画課監理室長事務取扱施設企画課長送付）及び建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（平成25年2月7日付け24受施施企第30号文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知）の規定を準用するものとする。

なお、同規程中、「請負者」を「受注者」と読替えるものとする。

(工事成績評定)

第62条 受注者の適正な選定を図るため、工事が完成したときに施工状況及び目的物の品質等について評定を行うものとし、その実施については、工事成績評定要領の改正について（平成20年1月17日付け19文科施第370号文教施設企画部長通知）及び工事成績評定実施規定の一部改正について（平成22年3月31日付け21施施企第57号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知）の規定を準用するものとする。

なお、同規程中、「請負者」を「受注者」と、「文部科学省発注工事請負等契約規則」を「国立大学法人鹿児島大学工事請負契約要項」と、「支出負担行為担当官」を「契約担当役」と読替えるものとする。

（技術検査要領）

第63条 工事成績評定における技術的検査の実施については、技術検査要領の制定について（平成19年3月29日付け18文科施第625号文教施設企画部長通知）及び技術検査要領の運用について（平成19年3月29日付け18施施企第67号契約情報室長通知）の規定を準用するものとする。

なお、同規程中、「文部科学省」を「本学」と、「会計法令」を「国立大学法人鹿児島大学会計規程」と、「支出負担行為担当官」を「契約担当役」と、「請負者」を「受注者」と読替えるものとする。

（設計業務成績評定）

第64条 設計業務の適正な履行を確保するため、業務が完了したときに業務の実施状況及び業務目的の達成度等等について評定を行うものとし、その実施については、設計業務成績評定要領の制定について（平成20年1月17日付け19文科施第369号文教施設企画部長通知）及び設計業務成績評定実施規定について（平成20年1月17日付け19施施企第28号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知）の規定を準用するものとする。

なお、同規程中、「支出負担行為担当官」を「契約担当役」と読替えるものとする。

（工事等成績評定評価委員会の設置等）

第65条 受注者が成績評定の内容について説明を求めた場合の回答に係る審議を行う工事等成績評定評価委員会の設置については別に定める。

- 2 前項の回答を受けた者が再説明を求めた場合においては、その回答に関し文部科学省大臣官房文教施設企画部に設置される工事等成績評定審査委員会に審議を依頼できるものとする。

（施工体制台帳の作成等）

第66条 適正化法の規定に基づき、受注者から発注者への提出が義務付けられている施工体制台帳の作成等に係る指針については、施工体制台帳の作成等についての改正について（平成13年4月13日付け13国文科第3号文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知）の規定を準用するものとする。

（一括下請負の禁止）

第67条 本学が発注する工事における一括下請負等不正行為の排除については、施工体制の適正化及び一括下請負の禁止の徹底等について（平成13年4月13日付け13国文科施第2号文教施設部長通知）の規定を準用するものとする。

（暴力団排除規程の準用）

第68条 本学が発注する建設工事及び設計・コンサルティング業務における暴力団排除に関する取り組みについては、建設業からの暴力団排除の徹底について（昭和61年12月18日付け国会第95号会計課長通知）、文部科学省発注工事等からの暴力団排除の推進について（令和4年3月15日付け3文科施第462号文教施設企画・防災部長通知）及び文部科学省発注工事等からの暴力団排除に係る手続について（令和4年3月15日付け3施企第31号大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課契約情報室長通知）の規定を準用するものとする。

なお、同規程中、「文部科学省」及び「文部科学省発注部局」を「本学」と、「契約担当官等」を「契約担当役」と、「請負者」を「受注者」と読替えるものとする。

（建設産業における生産システムの合理化への配慮）

第69条 建設産業における生産システムの合理化については、建設産業における生産システムの合理化について（平成3年3月1日付け国施第6号文教施設部長通知）の規定に配慮するものとする。

附 則

- 1 この要項は、平成25年7月1日から実施する。
- 2 国立大学法人鹿児島大学建設工事等競争参加資格審査関連要項（平成16年4月1日契約担当役裁定）、国立大学法人鹿児島大学工事入札手続関連要項（平成16年4月1日契約担当役裁定）、国立大学法人鹿児島大学施設等設計業務プロポーザル実施要項（平成16年4月1日契約担当役裁定）、国立大学法人鹿児島大学における建設等工事発注情報公表要項（平成16年4月1日契約担当役裁定）、国立大学法人鹿児島大学における中小建設業者の受注機会の確保に関する要項（平成16年4月1日契約担当役裁定）、国立大学法人鹿児島大学建設工事等随意契約実施要項（平成16年4月1日契約担当役裁定）、国立大学法人鹿児島大学工事契約関連要項（平成16年4月1日契約担当役裁定）、国立大学法人鹿児島大学建設工事等に係る前払金等支払い要項（平成16年4月1日契約担当役裁定）及び国立大学法人鹿児島大学建設工事等に係る適正な施工体制確保等実施要項（平成16年4月1日契約担当役裁定）は、廃止する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から実施する。

附 則
この要項は、令和 2 年 6 月 16 日から実施する。

附 則
この要項は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

附 則
この要項は、令和 4 年 6 月 22 日から実施する。

附 則
この要項は、令和 4 年 7 月 7 日から実施する。

附 則
この要項は、令和 5 年 3 月 1 日から実施する。

附 則
この要項は、令和 5 年 11 月 9 日から実施し、令和 5 年 10 月 18 日から適用する。

附 則
この要項は、令和 6 年 4 月 11 日から実施する。

附 則
この要項は、令和 7 年 7 月 1 日から実施する。